石川県社会福祉法人等指導監査要綱

（目的）

第１条 この要綱は、社会福祉法その他の関係法令及び通知に基づき社会福祉法人及び社会　福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）の事務処理及び運営等が適正に行われているかどうかを明らかにし、必要な指導及び勧告等の措置をとるために行う指導監査の実施に関し、必要な事項を定め、社会福祉法人等の適正な運営を指導することを通じて、利用者の権利利益の保護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第２条 社会福祉法人等に対する指導監査（以下単に「指導監査」という。）は、次の各号に掲げる基本方針に基づき行う。

 (1) 指導監査は、社会福祉法その他関係法令及び通知のほか、この要綱に基づき行う。

 (2) 指導監査の実施に当たっては、常に懇切丁寧を旨とし、社会福祉法人等関係者の理解　　と協力が得られるように配慮して行う。

 (3) 指導監査の実施に当たっては、社会福祉法人等の歴史的沿革、立地条件その他の事情　　を勘案し、形式的、画一的に陥らないように留意する。

 (4) 社会福祉法人等が自ら行う内部監査、自主的点検等による内部牽制機能が、効果的に　　実施されるよう指導する。

（指導監査職員）

第３条 指導監査は、健康福祉部厚生政策課、各保健福祉センター及び社会福祉法人等の所管担当課（以下「担当課」という。）の職員（以下これらの職員を「指導監査職員」という。）が行う。

（対象業務）

第４条 指導監査の対象業務は、社会福祉法人等の運営及び財務管理並びに社会福祉施設の　運営管理、職員及び利用者の処遇等とする。

（実施区分）

第５条 指導監査の実施区分は、一般監査及び特別監査とする。

 (1) 一般監査

 　一般監査は、実地監査と書面監査とし、社会福祉法人等の運営等の全般的事項につい　　て、社会福祉法その他の法令及び通知に定める規定等の遵守状況を調査、確認のうえ、　　必要な指導を行う。

 (2) 特別監査

 　特別監査は、別表１の特別監査基準に該当する社会福祉法人等を対象に、特定事項に ついて重点的又は継続的に行う。

（実施回数）

第６条 一般監査の実施に当たっては、別表２の一般監査実施回数基準によることとし、特別監査は、必要に応じて適宜実施する。

２ 実地監査は、社会福祉法人等に出向いて行う現地監査とする。なお、老人福祉施設の一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

３ 書面監査は、事前に提出された監査資料による指導監査を中心に行うこととするが、必要に応じ、出頭又は電話等により、対象業務の処理状況及び運営等を確認する。

４ 特別監査は、原則として実地監査により行う。

（実施時期等）

第７条 指導監査の実施時期は、次の各号に掲げる基準により行う。

 (1) 一般監査は、原則として当該年度の６月から３月までに行う。

 (2)事務処理及び運営等について問題があると認められる社会福祉法人等にあっては、原則として当該年度の早い時期に実地監査を行う。

２ 指導監査の日数は、次の各号に掲げる基準により定める。

 (1) 一般監査の実地監査の日数は、原則として、別表３の実地監査班編成基準のとおりと　　する。

 　 なお、社会福祉法人等の規模及び前年度の指導監査結果等により変更することができ るものとする。

 (2) 特別監査は、必要に応じて適宜定める。

（実施体制）

第８条 一般監査及び特別監査は、原則として班を編成して行う。

 (1) 一般監査の実地監査の班編成の基準は、別表３の実地監査班編成基準のとおりとする。

 (2) 特別監査及び書面監査は、指導内容に応じた実施体制で行う。

（証明書）

第９条 指導監査職員は、第５条に定める指導監査の実施に当たっては、別記様式１に定める証明書を携行するものとする。

（主眼事項及び実施計画の策定）

第10条 指導監査の主眼事項は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

 (1) 国の指導方針を基本に、毎年度定める。

 (2) 利用者の処遇の充実を最重点に置きながら、社会変化に対応した社会福祉法人等の事 務処理及び運営等の充実についても配慮することとする。

２ 指導監査の実施計画は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

 (1) 一般監査の実施計画は、年間実施計画及び月別実施計画とする。

 (2) 年間実施計画は、毎年度当初に、施設の種別、月別、実施方式等の総括的な計画を定める。

 (3) 月別実施計画は、指導監査実施月の１か月前までに、当該月の社会福祉法人等の指導監査日、監査班、実施日程を定める。

（監査項目）

第11条 指導監査の項目は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。

 (1) 一般監査の項目は、別表４に掲げる各通知により設定された監査項目等による。

　 (2) 特別監査の項目は、実施理由に応じ適宜定める。

（実施通知等）

第12条 一般監査の実施に当たっては、その対象となる社会福祉法人等に対し、指導監査日　の概ね１か月前までに、指導監査の期日、その他必要な事項について別記様式２により通知する。

２ 特別監査については、適宜通知する。

（立会い等）

第13条 指導監査の実施に当たっては、必要に応じ、関係行政機関の職員の出席又は立会いのもとで行う。

２ 指導監査の実施に当たっては、必要に応じ、当該社会福祉法人の監事の立会いを要請する。

（趣旨説明等）

第14条 指導監査の実施に当たっては、当該社会福祉法人等の責任者に対し、理解と協力を 得るため、あらかじめその趣旨を説明する。

２ 指導監査の実施に当たっては、能率的に行うよう努めるとともに、当該社会福祉法人等の業務に支障のないように努める。

３ 指導監査における対象業務の事務処理及び運営等についての状況聴取は、当該社会福祉法人等の業務の責任者を中心に進める。

（実施方法）

第15条 一般監査の実施に当たっては、監査の対象となる社会福祉法人にあらかじめ別に定める監査調書の作成を求め、その提出を受けて行う。

２ 特別監査の実施に当たっては、それぞれの内容に応じた実施方法を適宜検討する。

（結果の講評）

第16条 一般監査の実地監査終了後、当該社会福祉法人等の責任者等に対し、指導監査の結　果について、次の各号に掲げる事項に留意し講評する。

 (1) 講評に当たっては、当該社会福祉法人等の責任者等に対し、書面その他により指導監　　査対象業務の事務処理及び運営等の問題点及び改善を要する事項を十分認識させ、必要　　な指導を行う。

 (2) 講評に当たって、担当した指導監査職員のみで判断することが困難と認められる事項 については、当該事項を後日検討のうえ、別途必要な指導を行う。

 (3) 講評に当たって、人事案件等、特に当該社会福祉法人等の責任者のみに指示を行うことが適当と認められる事項については、別途その者に対し講評する。

２ 特別監査の講評については、それぞれの指導内容に応じて行う。

（監査の復命）

第17条 指導監査を担当した指導監査職員は、指導監査終了後、速やかにその結果について上司に復命する。

（結果の通知等）

第18条 一般監査の結果については、速やかに当該社会福祉法人の長に対し、別記様式３に　より通知する。

２ 文書による改善指導事項については、「改善結果報告を要する事項」と「改善結果報告を要しない事項」と区分する。

３ 「改善結果報告を要する事項」については、法令、通知等に違反する事項（軽微な事項を除く。）、または法人の運営上重大な事項、或いはその他法人内での取り組みを確認する必要がある事項を指し、「改善結果報告を要しない事項」については、法人の運営上重大な事項ではない、指導及び注意を喚起する事項を指す。

４ 「改善結果報告を要する事項」については、当該社会福祉法人の長に対し、原則２か月以内に、その改善状況等の報告を求める。

５ 「改善結果報告を要する事項」に対する回答に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、必要な指導を行う。

６　その他必要な結果通知の方法は別途定めることができる。

（監査結果による法的措置等）

第19条 指導監査による指導事項について、改善措置が図られない社会福祉法人等に関して は、個々の状況に応じ、次の各号に掲げる措置について担当課と協議し、実効ある指導監査に努める。

 (1) 民間施設給与等改善費の停止又は減額

 (2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年３月12日付け雇児発・社援発・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）及び「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の運用禁止

 (3) 新規利用者措置の停止又は当該施設利用者の他施設への措置替え

 (4) 改善勧告、改善命令、業務の全部若しくは一部の停止命令、役員の解職勧告、社会福祉法人等の解散命令

（結果の活用）

第20条 毎年度の指導監査終了後、社会福祉法人等指導監査結果をまとめ、担当課に配付す る。

（監査結果の報告）

第21条 指導監査の結果は、当該年度の指導監査終了後、所定の手続きに従い、国に報告す　る。

（関係機関等との連携）

第22条 指導監査の趣旨に鑑み、常に関係行政機関との連携を密にする。

２ 指導監査の重点事項及び実施計画の策定、指導監査の実施及び結果の処理に当たっては、 関係行政機関との十分な連携のもとに行う。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

（附則）

 　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

 ただし、社会福祉法に関する規定は、国の法律施行日から適用する。

（附則）

 この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１７年６月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１８年６月１日から施行する。

（附則）

 この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

（附則）

 　 この要綱は、平成２２年５月１１日から施行する。

ただし、施行の際現に使用している改正前の別紙様式１による証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（附則）

 　 この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

（附則）

 　 この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

（附則）

 　 この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

（附則）

 　 この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

（附則）

 　 この要綱は、令和４年５月２日から施行する。

　　　　ただし、施行の際現に使用している改正前の別記様式１による証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（附則）

　　　　この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

別表１（第５条関係）

 特別監査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設等 | １　不祥事を起こした又は起こすおそれのある社会福祉法人等２　法令及び通知に定める最低基準等重要な事項が改善されない社会福祉施設等３　その他問題点が多く、特に特別監査を行うことが必要と認められる社会福祉法人等 |

別表２（第６条関係）

　一般監査実施回数基準

|  |  |
| --- | --- |
| 対　　象 | 実施回数等 |
|  社会福祉法人 | 運営等に特に大きな問題が認められない法人は、実地監査を３年に１回とする。ただし、会計監査及び専門家による支援が実施されている法人又は外部監査の活用や福祉サービスの質の向上等に積極的に取り組んでいる法人（「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成２９年４月２７日付け雇児発0427第７号、社援発0427第１号、老発0427第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の３（２）（３）に定める基準を満たす法人）は実地監査を５年に１回又は４年に１回とすることができる。なお、新たに設立された法人については、設立年度又は次年度において実地監査を実施する。上記のいずれにも該当しない法人は、実地監査を年１回以上実施する。 |
|  保護施設 | 　原則、実地監査を年１回とする。　ただし、前年度における実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる施設は、実地監査を２年に１回とすることができる。 |
| 障害者支援施設精神障害者社会復帰施設 | 原則、実地監査を年１回とする。　ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる施設は、書面監査とすることができる。 |
|  老人福祉施設 | 原則、実地監査を３年に１回とする。ただし、 施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。 また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず 必要の都度、一般監査を行うこととする。  |
|  児童福祉施設 |  原則、実地監査を年１回とする。 |

別表３（第７条、第８条関係）

 実地監査班編成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　　象 | 人員・日数 | 内 訳 |
| 　法人監査及び施設監査　　法人運営管理　　財務管理　　施設運営管理　　職員処遇　　利用者処遇 |  原則 　４人×１日 |  厚生政策課　２人 担当課（児童福祉施設）１人 保健福祉センター　２人 |
| 　法人監査　　法人運営管理　　財務管理 |  原則 　２人×１日 |  厚生政策課　２人 |
| 　施設監査　　施設運営管理　　職員処遇　　利用者処遇 | 原則　 ３人×１日 | 厚生政策課（児童福祉施設以外）１人担当課（児童福祉施設）１人保健福祉センター　２人 |

別表４（第11条関係）

 指導監査項目に係る通知

|  |
| --- |
| ・社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発第0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）・社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）・生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について（平成24年3月26日社援第0326第4号厚生省社会・援護局長通知）・老人福祉施設に係る指導監査について（令和3年11月15日老発 1 1 1 5 第4号）・障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日障発第042603号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）・児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知） |

別記様式１（第９条関係）

 　証明書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第 　　 号立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書職名　写真氏名　生年月日　　　　年　　月　　日 交付石川県知事　　　　　　印この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 法令の条項 | 該当の有無 |
| 社会福祉法第五十六条(第百四十四条において準用する場合を含む) |  |
| 介護保険法第二十四条、第七十六条、第九十条、第百十五条の七、第百十五条の三十三、第百条、第百十四条の二、老人福祉法第十八条及び社会福祉法第七十条 |  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条、第四十八条、第五十一条の三、第五十一条の二十七、第五十一条の三十二、第八十一条及び第八十五条 |  |
| 児童福祉法第二十一条の五の二十二、第二十一条の五の二十七、第二十四条の十五、第二十四条の十九の二、第二十四条の三十九、第五十七条の三及び第五十七条の三の三 |  |
| 児童福祉法第十八条の十六、第三十四条の五、第三十四条の十四、第三十四条の十八の二及び第四十六条 |  |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十九条 |  |
| 生活保護法第四十四条及び第五十四条 |  |
|  |  |

 |

別記様式２（第１２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　社会福祉法人

 理事長（会長）　　　様

 　　　　部 　　長

　　　 　　　　　年度社会福祉法人の指導監査について

社会福祉法及び関係法令の規定に基づき、下記のとおり指導監査を実施しますので通知します。

つきましては、指導監査日の2週間前までに、事前提出資料（別紙1のとおり）を提出願います。また、指導監査当日は、帳簿書類等（別紙2のとおり）を用意願います。

 記

 １　監査日程

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種　別 | 施設名等 | 日　程 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

 ２　監査場所

　　　　上記施設及び事業所内

３　監査事項

 　　　　　年度から監査日現在までにおける運営状況及び運営計画

　※やむを得ない事由により、上記日程において指導監査を受けることができない場合は、速やかに事務担当まで連絡願います。

別記様式３（第１８条関係）

指摘事項がある場合

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　社会福祉法人

 　　　　理事長（会長）　　　様

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部　　　長

 　　　　　　年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

 貴法人の一般監査を実施した結果、別紙事項について是正改善の必要があると認められるので通知します。

　なお、別紙事項及び現地において係員が指示した事項については、早急に所要の措置を講じ、改善結果報告が必要なものについては、それを証する資料を添付のうえ、　　年　　月　　日までに報告してください。

別紙

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 社会福祉法人名 |  |

 改善結果報告を要する事項

 　　（法人）

 　　１

 ２

 　　（施設）

 １

 ２

 改善結果報告を要しない事項

 （法人）

 １

 ２

 （施設）

 １

 ２

 ※［回答文書例］

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　　　石川県健康福祉部長　　　様

 住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

 代表者名

 　　　　　　　　　年度社会福祉法人等指導監査における指摘事項の

 改善結果報告について

 　　　　年　　月　　日付け　第　　　号により指摘のありました標記のことについて別紙のとおり改善いたしましたので報告します。

（注）改善結果報告については、県の指摘事項も書き入れ、その次に改善結果を記載し、改善されたことが分かる資料等（写し）を添付すること。

 また、期限までに改善が困難な事項については、改善措置が可能となる見込みについて具体的に記載すること。

改善結果報告を要しない指摘事項のみある場合

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　社会福祉法人

 　　　理事長（会長）　　　様

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　部　　　長

 　　　　　　　　年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

　貴法人の一般監査を実施した結果、別紙事項について是正改善の必要があると認められるので通知します。

ついては、別紙事項及び現地において係員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

指摘事項がない場合

第　　　　　号

年　　月　　日

 　　社会福祉法人

 　　　　理事長（会長）　　　様

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部　　　長

 　　　　　　　年度社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

　貴法人の一般監査を実施した結果、概ね良好と認められたので通知します。

 なお、現地で係員が指示した事項については、所要の措置を講ずるとともに、今後とも適正な法人及び施設の運営に努めてください。